

て、商聲無之事、玉藻の古君子佩玉の宮角徵羽にて、商玉無之事、註釋會て譯立不申候。周禮玉藻の四聲被用、商聲不被用候事、實は家傳の習にて能濟申候。又禮樂未分の容儀も、玉藻の九容にて能濟申候。此九容に、足の容を頭より先に載候事、家傳故實の本義と符合仕候段、感悅不斜事にて御座候。如此事理の根本大切の儀は、經傳ならでは用に立不申、他の書に出候を取申程、淺間敷成申候。秦漢以來の伶家の事物には、經傳取可申様も無御座、他書は偏に御座候。只今陳氏樂書と奉存候。

一、能の正樂と散樂と、兩様に成候は久敷事に付、神樂に慣ひ、久米舞に移り申躰に御座候。神樂は、神代より傳り候由。久米舞は神武天皇より出候へば、能の根本朝家祭祀の樂融會仕候事も、無餘儀首尾と申ながら、幸とは難申候。其佛法に用候天竺の樂、伶人の様子等加入仕候事は、皆奇異の蕃樂に淫候段、無念の至無是非次第に御座候。其以來散樂繁多に成り、三百年以前に早大半散樂風に改り申候。慈照院義政公の時よりは、一圓散樂風に成候て、其中に正樂の傳は遺り申候。今にても根本の式正に正し直し候事

成易く候得共、私用にては指當り樂工の輩得心仕間敷候。時節の到來ならでは、調申間敷候得共、此儀正し置不申候ては、今少し末は公用にても直り兼可申候。就夫伶人の事にては、採桑老・蘭陵王之樂、指當り器服置申度奉存候。統秋が體源抄にて蘭陵王も採桑をも、本朝にて衣裳冠帶・詠物・律呂迄作り改候事故、濫觴の證據には成不申候。陳氏樂書にては、詳に相知可申と奉存候。右二番の外にも、定て伶樂候事には明白成儀共可有御座候。とにかくに大望は、陳氏樂書にて御座候。以上。

卯十月十日

愚謂。本朝傳來の樂部千數百歳、兩都の伶人樂工等其業を傳て不墮。只此樂部雅淫の分、頗難通曉もの也。然共多くは隋唐以前、又は三代の遺韻も有之様に、少有識の人迄も相傳語する也。余嘗て疑之、博雅の君子に就正さん事を思ふ。齋藤善内と云人は、中村惕齋門弟にて學識も有之うへ、聲律に精通し妄語するの徒に非ず。正徳紀元の頃予在京し、此人に問正しき。善内云。三代の樂は魏晉の末に斷絶す。本邦の樂部は、南北朝以來の舊物にて、

高麗天竺の胡部加入せるもの也。三代の舊物にてあるべからずと云。然らば何を以て正樂の遺風と云哉、五常樂の聲律などは諸樂の非所及。實非聖作ば争でか此妙に至らん哉と、聲律に精きものどもの申傳ふる所にて候。然共五常樂と申樂名、華胡共に其徵無之候。恐らくは舜の韻樂の遺音にても候はんかと申ものも有之など申聞候。意はざりき、竹田廣貞猿樂の業を以て上古正樂に比し、家傳に其徵ありて舊式も全く再興すべしとは。某此廣貞が來書を得て、駭然として疑惑不解。思ふに舊業の淺劣なるを恨みて、其事を張皇にし、強辨分疏するものか。白石大人は博物の君子、如此事共も窺明可有之ものと察し、廣貞が來書に某が所見も粗附記し、是正を請候處回字如左。

一、白石丈人の書狀(一)

竹田よりの書中に付一件、某所存を御たづねにて候。まづ散樂の事一向に不案内にて候。京にての雅樂と申す事に付ては、様子候て年來承合候事なども候へども、それも曲名樂器などの事までにて、聲律の事に至ては天稟其耳無之故

に、いかにとも申べき言葉も無之候。すべて一藝にも、精しく心力をも用ひられ候人には、妙所も有之ものに候。さだめて發明めされ候處に、ひが事も有之まじく候か。當春にて候さる藩の許より、むかし京にて敷殿に親灸し候て、琵琶を傳られ、熊澤次郎八など出合、そのうち東來に候。聲律の事につきて、某へたづねたき事も候。また琵琶は、女媧氏の作に候と熊澤申候ひしなどと三五條問目、またつての人を求められ申尋られ候き。右申ごとく聲律の事、心得ぬ事とて答るには及ばず候へども、問來り候律の名目、または琵琶の事、就中今の樂は先王之樂に候とおもはれ候由、熊澤も其由に候など候事、二條をばあら／＼愚存をも申處に、かさねてのたづねに、樂記なども、樂の事はよくは心得ぬものゝ作と見え候。あなたにては、誰々も不案内と見え候。其書などまかせにし候心得にては、先王之樂の沙汰は思ひよらるまじき事に候。琵琶なども胡部と心得候はむ。これもあなたの人の中をまこと、心得候故か。たとひ三線・胡弓にても、先王之樂は行はるゝ事に候由、長々とし候事に候。取次候人、此書付は届がたきと申され候由